

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約によることができるものに準ずる者の認定基準について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約によることができるものに準ずる者の認定に係る基準を、平成27年5月29日付けで、次のとおり定めましたので、公表いたします。

○認定に係る基準

1 認定基準

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等からの物品や役務の調達促進、共同受注・調整を行うための販売所や拠点を設け、毎年度岡山市が作成する岡山市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に共同受注窓口として定める者

2 認定の取消し

認定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しなくなったとき
- (2) 契約の履行に当たり、不誠実又は不正な行為があったとき
- (3) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき
- (4) その他契約の相手方として及び共同受注窓口としてふさわしくない行為があったとき

○趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害優先調達推進法。以下「法」という。）が施行され、地方公共団体においては、障害者就労施設等への受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされました。

これまでも、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等の規定による施設等については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定により随意契約できる対象となっていますが、これらに加え、物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は本市と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口についても、同規定による随意契約の対象とすることにより、本市における一層の障害者就労施設等からの調達の推進を図ろうとするものです。

○補足説明（手続き）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約によることができるものに準ずる者として総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするときは、随意契約によることができることとなったことを受け、必要な認定基準を定めるものです。

地方公共団体の長が当該認定を行うに当たっては、次の手続きを経る必要があります。

（地方自治法施行規則第12条の2の3、地方公営企業法施行規則第52条）

- 1 あらかじめ、認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない
- 2 1の基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない
- 3 1の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない

○認定基準を定めるにあたっては、学識経験を有する者2名（岡山市障害者施策推進協議会委員の中から選定。）の意見を踏まえ策定しました。